奈良県告示第二百二十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　名称　須川特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　奈良市大柳生町地内の国道三六九号と主要地方道天理加茂木津線との交点（大柳生交差点）を起点とし、同所から同国道を南西進し、県道須山西狭川線との交点に至り、同所から同県道を北進し、主要地方道天理加茂木津線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し、市道東部第二三号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道東部第二二号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し、須川ダム管理用道路との交点に至り、同所から同道路を北進し、東進し、南進し、同道路の終点に至り、同所から須川ダム湖岸を南進し、市道東部第二四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、主要地方道天理加茂木津線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東進し、国道三六九号との交点に至り、同国道を南西進し、起点に至る一円の区域（別紙第一図の表示区域）

三　存続期間　平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

一　名称　布目ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　奈良市内の県道月瀬針線と奈良市道東部第三七九号線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し、奈良市道東部第三八〇号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、南進し、山添村道一八号線との交点に至り、同所から同村道を南進し、山添村道一二三号線との交点に至り、同所から同村道を南西進し、主要地方道奈良名張線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し、県道月瀬針線との交点に至り、同所から同県道を北進し、起点に至る一円の区域（別紙第二図の表示区域）

三　存続期間　平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

一　名称　桜井特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　桜井市内の主要地方道桜井明日香吉野線と市道安倍小学校北線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北進し、市道阿部南北線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道生田池内線との交点に至り、同所から同市道を東進し、市道上之宮阿部線との交点に至り、同所から同市道を南東進し、市道高田生田池線との交点に至り、同所から同市道を約三百メートル西進し、約百メートル南進し、農道との交点に至り、同所から同農道を南進し、国営東部幹線水路との交点に至り、同所から同水路を西進し、市道阿部高家線との交点に至り、同所から同市道を北進し、市道安倍小学校北線との交点に至り、同所から同市道を西進し、起点に至る一円の区域（別紙第三図の表示区域）

三　存続期間　平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

一　名称　オークモントゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二　区域　オークモントゴルフクラブの区域（別紙第四図の表示区域）

三　存続期間　平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

別紙第一図

須川特定猟具使用禁止区域(銃)

別紙第二図
布目ダム特定猟具使用禁止区域(銃)
神殿
芳徳寺
柳生町
辻村
布目川
高尾
松笠
峰出
下出
邑地町
幸田
尾羽根
大保町
丹生町
大保
今川
北野山町
大久保
桐山
室津
水間町
松尾
的野
大君
押谷
津越
大橋
峰寺
山添村
腰越
北野
杉原
奥
月ヶ瀬村
桃形石

別紙第三図
桜井特定猟具使用禁止区域(銃)
大泉
東竹田町
新屋敷
寺川
初瀬川
東新堂
之庄
栗殿
戒重
大福
西之宮
谷町
出垣内町
膳夫町
吉備池廃寺跡
橋本
阿部
文殊院
西谷
殊院西古墳
中華古墳
不岡山古墳
鳥見山
赤尾
茅原
芝
輪
運動公園
大神神社
社境内
金屋
脇
慈恩寺
外山
浅古
天王山
倉橋溜池
倉橋
総合福祉センター
聖林寺
北音羽
崇峻天皇陵
下居
今井谷
横柿
南寺川
百市
桜井市
御破裂山
高家
北山
東山
酒船石遺跡
飛鳥池工房遺跡
飛鳥寺跡
岡寺跡
岡寺
飛鳥水落遺跡
飛鳥板蓋宮跡
山田寺跡(特)
山田
米川
農業大学校
生田
高田
上之庄
阿部山古墳
東池尻町
池之内
香久山
戒外町
南浦町
奥山
八釣
大和三山

別紙第四図

オークモントゴルフクラブ
特定猟具使用禁止区域(銃)
高坂山
△507.7
岩屋
山添村
毛原
毛原廃寺跡
笠間川
下笠間
上笠間
茶臼山
535.8△
オークモントゴルフ場
メリーランドゴルフ場
下三谷
梅が丘
夏秋
松原町
大屋戸
△330.6
名張
赤目町
星川
瀬古口
黒田
結
中村
深野
小屋出
鹿高神社
谷出
安部田
鹿高
矢川
柏原
井
上三谷
長坂
滝
竜口
室生
三本松
△467.6
△466.2